

令和6年4月に逗子市立の小学校に入学予定のお子さんの保護者様へ

**\*\*\*\*\* 新入学学用品費の2月支給のお知らせ \*\*\*\*\***

**(申請受付期間 令和5年12月1日～令和6年1月5日)**

逗子市教育委員会

逗子市では、経済的な理由でお子さんを逗子市立小・中学校に就学させることが困難な保護者の方に、学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費などの一部を援助する制度を行っています。

このうち、令和6年4月に逗子市立の小学校に入学予定のお子様がいいらっしゃる保護者の方で、希望される方は、これまで8月に支給していた新入学学用品費を2月に早期支給します。希望される場合は、別紙申請書に必要書類を添付して、学校教育課に提出してください。

**1 援助の対象となる世帯 ※逗子市立の小学校へ入学予定のお子さんのいる世帯に限ります。**

- (1) 次の制度等の措置を受けた世帯
  - i 生活保護が停止又は廃止になった
  - ii 世帯員全員の市民税が非課税である
  - iii 個人事業税の減免や固定資産税の減免（住居取得による減免は除く）を受けた
  - iv 国民年金の保険料の全額免除又は国民健康保険の保険料の減免、徴収猶予を受けた
  - v 児童扶養手当の支給を受けた（児童手当とは異なります）
  - vi 生活福祉資金の貸付を受けた
- (2) (1) 以外の理由で、収入が少なく就学が困難である世帯  
認定にあたっては、世帯員全員の収入を基に総合的に判断します。

**2 申請の手続き**

- (1) 「新入学児童生徒学用品費等早期支給申請書」（以下「申請書」）と「委任状・口座振込依頼書」に必要事項を記入してください（別紙の「記入例」を参考にしてください）。
- (2) 該当する「申請理由」を証明する書類を添付し（「申請書」裏面を参照）学校教育課へご提出ください。  
※個人情報保護の観点から、郵送でのご提出はご遠慮ください。

<p><b>「申請書」の「世帯の状況」欄への記入について</b></p> <p>逗子市の就学援助制度では、住民票上別世帯であっても、<u>同居している方全員を世帯員とします。</u>よって、「世帯の状況」欄には、同居している方全員を記入してください。</p> <p>また、主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合は世帯員として扱いますので、記入してください。</p>
<p><b>証明書類の添付について</b></p> <p>証明書類は「申請書」裏面をご参照の上、収入のあるすべての世帯員について添付してください。</p> <p>ただし、二世帯同居等で公共料金の支払いが別の場合は独立した世帯として扱いますので、必要な証明書類などは、該当するお子さんがいる世帯の世帯員分のみ添付してください。その際、<u>各世帯の同月の公共料金（ガス代、電気代等）支払領収書の写しを添付してください。</u></p> <p>また、主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、その方の証明書類も添付してください。</p>

### 3 申請期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）

※土日及び12月29日（金）～1月3日（水）は閉庁期間ですので申請できません。

### 4 支給額及び支給時期

支給額 54,060円（予定）

支給時期 令和6年2月下旬（予定）

### 5 その他

- 今回の「新入学学用品費」の支給を受けた場合でも、「令和6年度就学援助制度」をご希望する場合には、別途申請していただく必要があります。
- 私立小学校・国立小学校へ入学を予定している方、4月入学前に市外へ転居を予定している方は、申請をお控えください。
- 「新入学学用品費」の審査で用いる基準は「令和5年度就学援助制度」の基準となります。また、「令和6年度就学援助制度」では、審査結果が変わる場合があります。
- 今回、提出漏れや、審査の結果で不認定となりましても、「令和6年度就学援助制度」で「準要保護」の決定を受けた場合には、令和6年8月（予定）に「新入学学用品費」として同様の費用を支給します。なお、今回の「新入学学用品費」の支給を受けた方につきましては、「令和6年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は対象となりません。
- 逗子市教育委員会就学援助費支給要綱第7条(返還)において、援助費をその目的以外に使用した場合等、支給した援助費の全部若しくは一部の返還をしていただくことがありますので、ご承知おきください。

### 問い合わせ先

\*\*\*\*\*

逗子市教育委員会 学校教育課（逗子市役所5F）

逗子市逗子5-2-16 TEL 046-873-1111 内線517・518

Fax 046-872-3115

\*\*\*\*\*